

金融検査マニュアル(預金等受入金融機関に係る検査マニュアル)新旧対照表

別紙 2

(改定前)	(改定後)
標準的手法の検証項目リスト I. (略) II. リスク・ウェイトの適用 1. エクスポート区分 (1)～(5) (略) (6) 信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会及び株式会社産業再生機構により保証されたエクスポートについて、適切に区分されているか。 (以下略) 内部格付手法の検証項目リスト バーゼルⅡ（新しい自己資本比率規制）の導入に伴い、内部格付手法採用行は、自行の格付制度や推計パラメータ等に基づき自己資本比率を算出することが認められることになる。内部格付手法採用行は、自己資本比率の正確性・客観性を堅固な内部統制により担保させる必要があり、与信部門から独立した信用リスク管理部署の設置や、内部監査の重要性等が従来以上に強く求められる。これに対応するため、「銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（金融庁告示第 19 号）（以下「告示」という。）を整理し、内部格付手法採用行における信用リスク管理態勢を具体的に確認するための検証項目リストを新たに作成したものである。 検査官は、本検証項目リストを参考にして、告示及び「バーゼルⅡに関する Q&A」等に基づき、金融機関と十分な意見交換を行う必要がある。 (注) 検証項目についての説明 特にことわりのない限り、検証項目は内部格付手法採用行（基礎的内部格付手法採用行及び先進的内部格付手法採用行）に対して、ミニマム・スタンダードとして求められる項	標準的手法の検証項目リスト I. (略) II. リスク・ウェイトの適用 1. エクスポート区分 (1)～(5) (略) (6) 信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会及び株式会社企業再生機構により保証されたエクスポートについて、適切に区分されているか。 (以下略) 内部格付手法の検証項目リスト バーゼルⅡ（新しい自己資本比率規制）の導入に伴い、内部格付手法採用行は、自行の格付制度や推計パラメータ等に基づき自己資本比率を算出することが認められることになる。内部格付手法採用行は、自己資本比率の正確性・客観性を堅固な内部統制により担保させる必要があり、与信部門から独立した信用リスク管理部署の設置や、内部監査の重要性等が従来以上に強く求められる。これに対応するため、「銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（金融庁告示第 19 号）（以下「告示」という。）を整理し、内部格付手法採用行における信用リスク管理態勢を具体的に確認するための検証項目リストを新たに作成したものである。 検査官は、本検証項目リストを参考にして、告示及び「バーゼルⅡに関する Q&A」等に基づき、金融機関と十分な意見交換を行う必要がある。 (注) 検証項目についての説明 特にことわりのない限り、検証項目は内部格付手法採用行（基礎的内部格付手法採用行及び先進的内部格付手法採用行）に対して、ミニマム・スタンダードとして求められる項

金融検査マニュアル(預金等受入金融機関に係る検査マニュアル)新旧対照表

別紙2

(改定前)	(改定後)
目である。 なお、以下の項目については、経過措置が定められているので、検証時には留意が必要である。 ① (略) ② 居住用不動産向けエクスポージャーの長期平均デフォルト時損失率 (LGD) については、平成 19 年 3 月 31 日以後 3 年間、下限 (フロア) を 10% とする。 ③～⑨ (略) (以下略)	目である。 なお、以下の項目については、経過措置が定められているので、検証時には留意が必要である。 ① (略) ② 居住用不動産向けエクスポージャーの長期平均デフォルト時損失率 (LGD) については、当分の間、下限 (フロア) を 10% とする。 ③～⑨ (略) (以下略)

金融検査マニュアル(預金等受入金融機関に係る検査マニュアル)新旧対照表

(改定前)				(改定後)			
自己査定(別表1)				自己査定(別表1)			
項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考	項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
1. (略)	(略)	(略)	(略)	1. (略)	(略)	(略)	(略)
2. 有価証券の分類方法				2. 有価証券の分類方法			
(1) 基本的な考え方	有価証券の査定に当たっては、その保有目的区分(売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社・関連会社株式、その他有価証券)に応じ、適正な評価を行い、市場性・安全性に照らし、分類を行うものとする。 また、時価又は実質価額の把握できない有価証券の安全性の判断は、原則として債権と同様の考え方により発行主体の財務状況等に基づき行うものとする。	有価証券の保有目的区分及び評価については、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会)等に基づいて適正に行われているか検証する。	「金融商品に関する会計基準」等には、「金融商品会計に関する実務指針」及び「金融商品会計に関するQ&A」を含む。 (注)「実質価額」とは、「金融商品会計に関する実務指針」第92項(市場価格のない株式の減損処理)による実質価額をいう。以下同じ。	(1) 基本的な考え方	有価証券の査定に当たっては、その保有目的区分(売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社・関連会社株式、その他有価証券)に応じ、適正な評価を行い、市場性・安全性に照らし、分類を行うものとする。 また、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券又は実質価額の把握できない有価証券の安全性の判断は、原則として債権と同様の考え方により発行主体の財務状況等に基づき行うものとする。	有価証券の保有目的区分及び評価については、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会)等に基づいて適正に行われているか検証する。	「金融商品に関する会計基準」等には、「金融商品会計に関する実務指針」及び「金融商品会計に関するQ&A」を含む。 (注)「実質価額」とは、「金融商品会計に関する実務指針」第92項(時価を把握することが極めて困難と認められる株式の減損処理)による実質価額をいう。以下同じ。
(2) 時価評価の対象となっている有価証券(売買目的有価証券及び時価が把握できるその他有価証券)	帳簿価額を非分類とする。	帳簿価額が適正な時価で評価されているか検証する。		(2) 時価評価の対象となっている有価証券(売買目的有価証券及び時価が把握できるその他有価証券)	帳簿価額を非分類とする。	帳簿価額が適正な時価で評価されているか検証する。	
(3) 時価評価の対象となっていない有価証券(満期保有目的の債券、子会社・関連会社株式及び時価が把握できないその他有価証券)				(3) 時価評価の対象となっていない有価証券(満期保有目的の債券、子会社・関連会社株式及び時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券)			
① 債券	債券については、原則として、以下のイ～ハの区分に応じて分類を行う。 イ. 非分類債券 次の債券については、原則として、帳簿価額を非分類とする。 (イ) 国債、地方債 (ロ) 政府保証債(公社・公団・公庫債等) (ハ) 特殊債(政府保証債を除く公	債券について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 債券について、適正な時価が把握されているか検証するとともに、下記(4)により減損処理の対象となるものがないか検証する。		① 債券	債券については、原則として、以下のイ～ハの区分に応じて分類を行う。 イ. 非分類債券 次の債券については、原則として、帳簿価額を非分類とする。 (イ) 国債、地方債 (ロ) 政府保証債(公社・公団・公庫債等) (ハ) 特殊債(政府保証債を除く公	債券について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 債券について、適正な時価が把握されているか検証するとともに、下記(4)により減損処理の対象となるものがないか検証する。	

金融検査マニュアル(預金等受入金融機関に係る検査マニュアル)新旧対照表

(改定前)				(改定後)			
	社・公団・公庫などの特殊法人、政府出資のある会社の発行する債券) (二) 金融債 (ホ) 格付機関による直近の格付符号が「BBB(トリプルB)」相当以上の債券を発行している会社の発行するすべての債券 ロ. 満期保有目的の債券(上記イに該当する債券を除く。) (イ) 時価が把握できるもの ① 時価が帳簿価額を上回っている場合は、帳簿価額を非分類とする。 ② 時価が帳簿価額を下回っている場合は、時価相当額を非分類とし、帳簿価額と時価の差額を、原則として、Ⅱ分類とする。 (ロ) 時価が把握できないもの 原則として、債権と同様の方法により価値の毀損の危険性の度合いに応じて帳簿価額を分類する。 ハ. その他有価証券の債券(上記イに該当する債券を除く。) 原則として、債権と同様の方法により価値の毀損の危険性の度合いに応じて帳簿価額を分類する。 なお、上記ロ及びハにおいて、自らの保証を付した私募債を引受けている場合にあっても、私募債の発行会社の信用リスクに応じて、貸付債権と同様の方法により、価値の毀損の危険性の度合いに応じて、帳簿価額を分類する。	適正な時価が把握されているか検証する。 債権の分類と同様の方法により分類が行われているか検証する。 債権の分類と同様の方法により分類が行われているか検証する。	(略)		社・公団・公庫などの特殊法人、政府出資のある会社の発行する債券) (二) 金融債 (ホ) 格付機関による直近の格付符号が「BBB(トリプルB)」相当以上の債券を発行している会社の発行するすべての債券 ロ. 満期保有目的の債券(上記イに該当する債券を除く。) (イ) 時価が把握できるもの ① 時価が帳簿価額を上回っている場合は、帳簿価額を非分類とする。 ② 時価が帳簿価額を下回っている場合は、時価相当額を非分類とし、帳簿価額と時価の差額を、原則として、Ⅱ分類とする。 (ロ) 時価を把握することが極めて困難と認められるもの 原則として、債権と同様の方法により価値の毀損の危険性の度合いに応じて帳簿価額を分類する。 ハ. その他有価証券の債券(上記イに該当する債券を除く。) 原則として、債権と同様の方法により価値の毀損の危険性の度合いに応じて帳簿価額を分類する。	適正な時価が把握されているか検証する。 債権の分類と同様の方法により分類が行われているか検証する。 債権の分類と同様の方法により分類が行われているか検証する。	(略)
②～④(略)	(略)	(略)	(略)	②～④(略)	(略)	(略)	(略)
(4) 減損処理				(4) 減損処理			
①(略)	(略)	(略)	(略)	①(略)	(略)	(略)	(略)
② 市場価格のない株式	市場価格のない株式について、当該株式の発行主体の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、当該実質価額とその取得原価との差額をⅣ分類とする。 ただし、回復可能性が十分な証拠に	株式の発行主体の財政状態の悪化により期末の株式の実質価額が取得時の実質価額に比べて相当程度低下し、かつ、当該実質価額が取得原価に比べて50%程度以上低下している場合は、当該差額をⅣ分類としているか検証する。	(略)	② 時価を把握することが極めて困難と認められる株式	時価を把握することが極めて困難と認められる株式について、当該株式の発行主体の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、当該実質価額とその取得原価との差額をⅣ分類とする。	株式の発行主体の財政状態の悪化により期末の株式の実質価額が取得時の実質価額に比べて相当程度低下し、かつ、当該実質価額が取得原価に比べて50%程度以上低下している場合は、当該差額をⅣ分類としているか検証する。	(略)

金融検査マニュアル(預金等受入金融機関に係る検査マニュアル)新旧対照表

別紙2

(改定前)				(改定後)			
3. ～4. (略)	よって裏付けられるのであれば、当該差額をIV分類としないことができる。 (略)	IV分類としていない場合は、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられているか検証をする。 (略)	(略)	3. ～4. (略)	ただし、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられるのであれば、当該差額をIV分類としないことができる。 (略)	IV分類としていない場合は、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられているか検証をする。 (略)	(略)

金融検査マニュアル(預金等受入金融機関に係る検査マニュアル)新旧対照表

(改定前)				(改定後)			
償却・引当 (別表 2)				償却・引当 (別表 2)			
項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の正確性の検証	備 考	項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の正確性の検証	備 考
1. 貸倒引当金	貸倒引当金は、少なくとも債権（貸出金及び貸出金に準ずる債権）を対象とし、発生の可能性が高い将来の損失額を合理的に見積り計上する。 ただし、国、地方公共団体及び被管理金融機関に対する債権については、回収の危険性または価値の毀損の危険性がないものとして貸倒引当金の対象とはしないこととする。 また、貸倒引当金の算定は、原則として債務者の信用リスクの程度等を勘案した信用格付に基づき自己査定を行い、自己査定結果に基づき償却・引当額の算定を行うなど、信用格付に基づく自己査定と償却・引当とを一貫性をもって連動して行うことが基本である。 プロジェクト・ファイナンスの債権は、当該債権の回収の危険性の度合いに応じて、予想損失額を合理的に見積り計上する。 資産等の流動化に係る債権については、当該スキームに内在するリスクを適切に勘案した上で、損失額を合理的に見積り計上する。	貸倒引当金の算定に関する検証に当たっては、原則として信用格付を踏まえ、自己査定と償却・引当が一貫性をもって連動し、かつ、償却・引当基準に則って行われているかどうかを検証する。 次に、被検査金融機関の信用リスクの程度に鑑み、貸倒引当金の総額が十分な水準となっているかを検証する。なお、合理的で適切な内部モデルにより信用リスクの計量化を行なっている場合には、貸倒引当金の総額と信用リスクの計量化等によって導き出されたポートフォリオ全体の予想貸倒損失額を比較し、その特性を踏まえた上で貸倒引当金総額の水準の十分性を確認しているか検証する 特に、プロジェクト・ファイナンスの債権に係る償却・引当の算定においては、貸倒実績がないことをもって、引当を行わない理由としていないかを検証する。	(注) 左記の「被管理金融機関」とは、預金保険法附則第 16 条第 2 項の認定が行われた金融機関をいう。	1. 貸倒引当金	貸倒引当金は、少なくとも債権（貸出金及び貸出金に準ずる債権）を対象とし、発生の可能性が高い将来の損失額を合理的に見積り計上する。 ただし、国、地方公共団体及び被管理金融機関に対する債権については、回収の危険性または価値の毀損の危険性がないものとして貸倒引当金の対象とはしないこととする。 また、貸倒引当金の算定は、原則として債務者の信用リスクの程度等を勘案した信用格付に基づき自己査定を行い、自己査定結果に基づき償却・引当額の算定を行うなど、信用格付に基づく自己査定と償却・引当とを一貫性をもって連動して行うことが基本である。 プロジェクト・ファイナンスの債権は、当該債権の回収の危険性の度合いに応じて、予想損失額を合理的に見積り計上する。 資産等の流動化に係る債権については、当該スキームに内在するリスクを適切に勘案した上で、損失額を合理的に見積り計上する。	貸倒引当金の算定に関する検証に当たっては、原則として信用格付を踏まえ、自己査定と償却・引当が一貫性をもって連動し、かつ、償却・引当基準に則って行われているかどうかを検証する。 次に、被検査金融機関の信用リスクの程度に鑑み、貸倒引当金の総額が十分な水準となっているかを検証する。なお、合理的で適切な内部モデルにより信用リスクの計量化を行なっている場合には、貸倒引当金の総額と信用リスクの計量化等によって導き出されたポートフォリオ全体の予想貸倒損失額を比較し、その特性を踏まえた上で貸倒引当金総額の水準の十分性を確認しているか検証する 特に、プロジェクト・ファイナンスの債権に係る償却・引当の算定においては、貸倒実績がないことをもって、引当を行わない理由としていないかを検証する。	(注) 左記の「被管理金融機関」とは、預金保険法附則第 16 条第 2 項の認定が行われた金融機関をいう。
			(注) 「金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]」の貸出債権を資本的劣後ローン（早期経営改善特例型）へ転換した場合（デット・デット・スワップ）の債権に対する貸倒引当金の算定方法については、「銀行等金融機関の保有する貸出債権が資本的劣後ローンに転換された場合の会計処理に関する監査上の取扱い」（平成 16 年 11 月 2 日日本公認会計士協会）を参照。 また、「自己査定」（別表 1）1. (3) の (注) の十分な資本的性質が認				(注) 「金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]」の貸出債権を資本的劣後ローン（早期経営改善特例型）へ転換した場合（デット・デット・スワップ）の債権に対する貸倒引当金の算定方法については、「銀行等金融機関の保有する貸出債権が資本的劣後ローンに転換された場合の会計処理に関する監査上の取扱い」（平成 16 年 11 月 2 日日本公認会計士協会）を参照。 また、「自己査定」（別表 1）1. (3) の (注) の十分な資本的性質が認

金融検査マニュアル(預金等受入金融機関に係る検査マニュアル)新旧対照表

別紙2

(改定前)				(改定後)			
			められる借入金 （「金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]」の資本的劣後ローン（准資本型）を含む）に対する貸倒引当金の算定方法については、その特性を勘案し、例えば 市場価格のない株式 の評価方法を踏まえて算出する等、会計ルールに基づいた適切な引当を行うこととする。				められる借入金 （「金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]」の資本的劣後ローン（准資本型）を含む）に対する貸倒引当金の算定方法については、その特性を勘案し、例えば 時価を把握することが極めて困難と認められる株式 の評価方法を踏まえて算出する等、会計ルールに基づいた適切な引当を行うこととする。
(1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)
2. (略)	(略)	(略)	(略)	2. (略)	(略)	(略)	(略)
3. 有価証券の評価	有価証券の評価については、以下のイ～ハの区分に応じ評価する。 イ. 債券の評価 (イ) 時価が把握されている満期保有目的の債券及びその他有価証券の債券については、Ⅳ分類とされた部分を損失見込額として直接償却する。 (ロ) 時価が 把握されていない 満期保有目的の債券及びその他有価証券の債券については、債権に係る貸倒引当金の方法に準じて予想損失額を算定し、Ⅲ分類とされた部分のうち予想損失額に相当する額を損失見込額として引当金に計上し、Ⅳ分類とされた部分を損失見込額として引当金に計上するか又は直接償却する。 なお、自らの保証を付した私募債を引き受けている場合には、私募債の発行会社の信用リスクに応じて、貸付債権と一体の方法により適切な引当金を計上するか又は直接償却する。	有価証券の評価について、左記に掲げるとおり、損失見込額を引当金に計上するか直接償却しているかを検証する。 左記私募債の引当金の算定に当たっては、貸付債権に係る引当率算定に係るデータに、当該私募債に係るデフォルト等を反映させたものであるかを検証する。		3. 有価証券の評価	有価証券の評価については、以下のイ～ハの区分に応じ評価する。 イ. 債券の評価 (イ) 時価が把握されている満期保有目的の債券及びその他有価証券の債券については、Ⅳ分類とされた部分を損失見込額として直接償却する。 (ロ) 時価を 把握することが極めて困難と認められる 満期保有目的の債券及びその他有価証券の債券については、債権に係る貸倒引当金の方法に準じて予想損失額を算定し、Ⅲ分類とされた部分のうち予想損失額に相当する額を損失見込額として引当金に計上し、Ⅳ分類とされた部分を損失見込額として引当金に計上するか又は直接償却する。	有価証券の評価について、左記に掲げるとおり、損失見込額を引当金に計上するか直接償却しているかを検証する。	
4. ～5. (略)	ロ. ～ハ. (略) (略)	(略) (略)	(略) (略)	4. ～5. (略)	ロ. ～ハ. (略) (略)	(略) (略)	(略) (略)